

神戸市（介護）訪問サービス継続支援事業実施要綱

令和3年3月12日 福祉局長決定

（目的）

第1条 本要綱は、介護が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染し入院するまでの自宅療養期間中に、訪問看護等事業所が当該高齢者に必要なサービスを提供した場合に補助金（協力金）を支給するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象事業所等）

第2条 本事業の対象となる訪問看護等事業所は、次条に定める経費を支出した神戸市内に所在する訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び居宅介護支援事業所（以下「訪問看護等事業所」という。）をいう。

（対象経費）

第3条 本事業の対象となる経費は、訪問看護等事業所が新型コロナウイルス感染症に感染した在宅高齢者が、自宅において療養している期間に、当該高齢者に対して行った必要なサービスの提供に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅において療養している在宅高齢者（以下「利用者」という。）に対して、療養の期間中に訪問看護等事業所が必要なサービス継続（代替サービス利用を含む。）対応した場合における補助の額は、次項に定める単価に利用者への訪問日数を乗じた額とする。

2 前項の単価は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 訪問看護サービス：52千円/日
- (2) 訪問介護サービス：38千円/日
- (3) 居宅介護支援：43千円/日

（交付申請）

第5条 補助を申請しようとする訪問看護等事業所（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 訪問サービス継続支援事業申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 通帳の写し等金融機関情報が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

- 2 申請者は、前項の書類を電子情報処理組織（本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。

（交付の決定等）

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知のうえ、補助金を交付するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者に対し以下の条件を付するものとする。

- (1) 事実関係を明らかにした関係書類を備え、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和3年1月22日から適用する。

神戸市（介護）訪問サービス継続支援事業 申請書兼請求書

年 月 日

神戸市長 宛

	郵便番号（ - ）
所在地	
法人名	
代表者名	
記入者所属・氏名	
電話番号	

1 実施事業所の概要

区分	実施事業所（その1）	実施事業所（その2）
事業所番号		
サービス種別		
事業所名称		
事業所所在地		
経営主体		

2 訪問活動状況

No	対象者年齢	実施事業所名	訪問提供サービス種別	訪問期間	訪問期間内の対象者別の訪問日数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

3 協力金申請額

区分	提供サービス別の訪問日数	協力金単価（円）	協力金申請額	備考
訪問看護サービス	0	52,000	0	
訪問介護サービス	0	38,000	0	
居宅介護支援	0	43,000	0	
計	0	0	0	

4 振込先口座

債権者登録番号	有（ ）・無		
金融機関名	銀行 支店	預金種目	1.普通 2.当座 3.その他（ ）
口座番号	口座名義		

上記内容について、法人として確認済みである。

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	(1) 事実関係を明らかにした関係書類を備え、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者)

所在地

法人名

代表者の職

代表者の氏名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業等の名称

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			